

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年9月3日

甲府市教育委員会

教育長 松田昌樹

1 業務名

甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務

2 業務概要

本業務は、「第2期 甲府市スポーツ推進計画（令和7年7月策定）」の基本方針1「子ども運動機会の充実」中、（3）地域クラブ活動の推進に掲げる取組を円滑かつ効率的に実施するために必要な業務を一元管理する総合プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）を構築し、その後も長期（令和10年3月31日まで）にわたり本市の地域クラブ運営を支援するものであり、これに必要な豊富な経験、ノウハウ及び高度な専門知識を有する民間事業者等に対し「成果連動型発注方式」によって業務を委託するものである。

実施にあたっては、本プロポーザルで選定した優先交渉権者と協議のうえ、予算案を市議会へ上程し、当該予算案の議決を受けることを条件に本業務に係る業務契約を締結するものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- （1）自らが企画提案する事業を実行する意志を持ち合わせ、本業務を的確に遂行するための能力、技術及び組織（人員体制）を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体等）であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 告示の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) この公告の日から契約締結日までの間に本市の指名停止を受けていないこと。
- (6) 次に該当しないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員
 - カ 国税及び地方税に滞納がある者

5 手続き等

(1) 要項等の配布

甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務提案募集要項（以下「要項」という。）等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウ

ンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込みの提出方法、提出期限及び提出先等については、要項等を参照すること。

6 連絡先

甲府市教育委員会 教育部 生涯学習室 スポーツ課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-223-7325

電子メール kyosports@city.kofu.lg.jp